記者発表資料

水資源機構

令和８年８月４日
独立行政法人水資源機構

令和8年熊本地震の被災地で給水支援（第2報）

～水資源機構が保有する「可搬式浄水装置」を氷川町に設置し給水を開始～

断水が続く熊本県氷川町の被災者を支援するため、公益社団法人日本水道協会からの要請により、当機構が保有する可搬式浄水装置を氷川町（氷川町竜翔センター付近）に設置し、給水を開始しました。

今後、水質検査※を実施し、安全が確認された後に、氷川町役場における飲料水・生活用水の給水支援、竜翔センターにおける入浴支援を実施します。
※水質検査の結果が出るまでは、浴槽等の洗浄で利用

・設置場所：熊本県氷川町竜翔センター付近
（熊本県八代郡氷川町島地651）
・給水支援の状況は【水資源機構公式X】をご覧ください⇒

（参考）
・設置場所位置図について（別紙1）
・可搬式浄水装置について（別紙2）

発表記者クラブ：　国土交通記者会、水資源記者クラブ、竹芝記者クラブ
お問合わせ先 ：独立行政法人水資源機構　総務部広報課　井盛（いもり） 電 話：０４８－６００－６５１３（直通） 危機管理室　谷藤（やとう） 電 話：０４８－６００－６５４１（直通）

別紙１

可搬式浄水装置の設置場所（熊本県氷川町）

水資源機構

設置場所　氷川町竜翔センター付近
住所：熊本県八代郡氷川町島地651

装置の設置状況

装置の設置完了

水資源機構　（写真）令和6年能登半島地震被災地（珠洲市）での給水支援活動

別紙2

緊急応急時の給水支援
可搬式浄水装置

水資源機構は、異常な渇水、洪水がもたらす水害、大規模な地震等により水供給が被災した際に備え、被災地へ緊急応急的に給水支援できるよう、ため池の水や海水でも飲用水として浄水できる「可搬式浄水装置」を保有しており、平成23年3月の東日本大震災以降、各地で支援活動を行っています。

可搬式浄水装置の仕組み

浄水装置全体の仕組み

（注）下図は、前処理で限外ろ過膜（UF膜）を使用したものです。

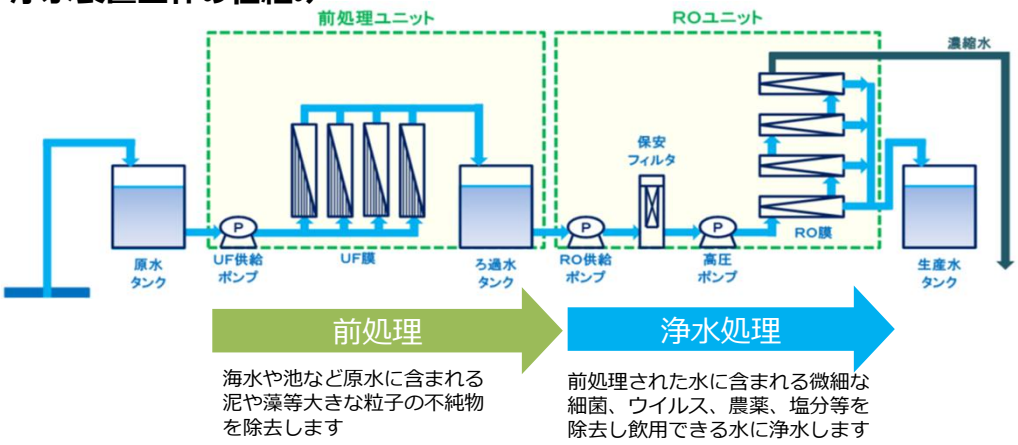

浄水処理の流れ

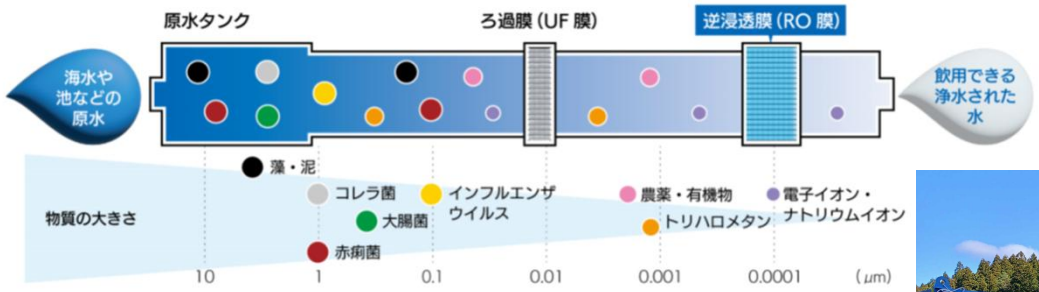

浄水に必要な装置をトラックに積載搬送して、現地で各ユニットを設置し装置を稼働させます。

区　分	1号機	2号機
保管場所	愛知用水総合管理所 （愛知県東郷町）	利根導水総合管理所 （埼玉県行田市）
処理能力	約2,000ﾘｯﾄﾙ／１時間	約2,000ﾘｯﾄﾙ／１時間
処理方式	二段式逆浸透膜方式 （前処理：砂ろ過）	一段式逆浸透膜方式 （前処理：UF膜）
運搬方式	８ｔユニック車３台	８ｔユニック車２台

可搬式浄水装置全景

水資源機構

これまでの給水支援活動

	災　害	派遣先	派遣期間	支援概要
①	東日本大震災	茨城県 桜川市	H23.3.14～3.22 （9日間）	地震で霞ヶ浦用水が被災し、断水した地域への給水支援
②	渇水	東京都 小笠原村父島	H23.7.16～8.26 （42日間）	31年ぶりの渇水で給水支援
③	東日本大震災	宮城県 女川町江島	H23.9.26～H25.3.19 （541日間）	震災による断水で給水支援
④	熊本地震	熊本県 山都町	H28.4.22～4.24 （3日間）	地震により水道水が濁り供給できなくなったため給水支援
⑤	渇水	東京都 利島村	H28.6.8～7.11 （34日間）	水源の枯渇が見通され給水支援
⑥	渇水	東京都 小笠原村父島	H29.2.18～5.22 （94日間）	H28秋から少雨が続き、水源の枯渇が見通され給水支援（H23支援後、協定締結）
⑦	渇水	福岡県 新宮町相島	H30.2.18～3.19 （30日間）	H29.11から少雨が続き、水源の枯渇が見通され給水支援
⑧	西日本豪雨	広島県 三原市	H30.7.15～7.22 （８日間）	西日本豪雨で被災し断水した地域へ給水支援
⑨	渇水	福岡県 新宮町相島	H31.1.27～R1.7.7 （162日間）	水源の枯渇が見通され給水支援
⑩	渇水	東京都 小笠原村母島	H31.4.6～R1.5.8 （33日間）	母島の水源の枯渇が見通され給水支援
⑪	管路破損	山口県 下関市六連島	R5.1.10～2.16 （38日間）	六連島への水管が破損し、水道水の供給ができないおそれがあり、給水支援
⑫	能登半島地震	石川県 珠洲市	R6.1.9～4.19 （102日間）	震災による断水で給水支援
⑬	渇水	東京都 利島村	R8.1.30～R8.4.9 （70日間）	水源の枯渇が見通され給水支援
⑭	渇水	佐賀県 唐津市加唐島	R8.3.10～R8.4.27 （49日間）	水源の枯渇が見通され給水支援

地震によるもの　渇水によるもの　水害によるもの　故障等によるもの

緊急災害支援に備えた対応と訓練

水資源機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されています。

また、日頃欠かすことができない水が供給できない事態が生じた場合は、日本水道協会との間で「災害時における支援活動に関する協定」を締結し、要請に応じて支援活動を行います。

職員は、浄水装置の設置や稼働に速やかに対応できるよう訓練を実施し、緊急災害支援に備えています。

可搬式浄水装置設置訓練の様子